

〔事案 28-65〕 就業不能年金支払請求

・平成 28 年 12 月 6 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないとして支払いを拒否されたが、診断書にも所定の日数以上働けない状態と記載されていることなどを理由に、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

就業不能保障保険について、以下等の理由により、仙腸関節炎等に伴う就業不能状態に対する就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 診断書にも、所定の日数以上働けない状態と書かれている。
- (2) 入院後、症状が完治して退院したのではなく、病院が定める継続入院日数の上限に達したために退院した。
- (3) 座位や立位は短時間しか維持できず、併発した五十肩により手も上がらず、どのような仕事につくこともできない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 退院時、主治医は在宅療養を指示していない。
- (2) 診療録によると、就業不能状態が所定の日数に達する前から、日常生活動作にほぼ支障がなく、軽い家事や短時間同姿勢での軽作業は可能であったため、約款に定める就業不能状態であったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (2) 入退院時の状態や現在の申立人の状態を確認するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 診断書や保険会社の主治医に対する確認内容等によれば、退院に際しての主治医の指示の内容は明らかでなく、また入退院中の申立人の状態が約款所定の就業不能状態に該当していた可能性がある。
- (2) 申立人が主張する事情を認定するためには、主治医の証人尋問手続や全期間の医療記録の取り寄せと鑑定等を含む厳密な事実認定が不可欠であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会においては、これらの手続を行うことができない。